

労働基準広報 2017 No.1938

10/11

CONTENTS

特集 10月1日施行！改正育児・介護休業法のポイント—6
～改正法に対応した育児・介護休業等に関する規定例～

子が保育所に入れない場合などに 2歳までの育児休業が取得可能に

1歳6か月以後も子が保育所に入れない場合などに、育児休業期間を最長2歳まで再延長することができることを柱とする改正育児・介護休業法が今年10月1日に施行される。具体的な改正項目は、(1)子が保育所に入れない場合などの最長2歳までの育児休業の延長、(2)子供が生まれる予定の者などに育児休業等の制度などを知らせる努力義務の創設、(3)育児目的休暇制度を設ける努力義務の創設—となっている。また、最長2歳までの育児休業の延長に併せて、雇用保険の育児休業給付金の給付期間も子が2歳までに延長される。

(編集部)

●裁判例から学ぶ予防法務〈第35回〉—— 14

日立コンサルティング事件
(東京地裁 平成28年10月7日判決)

勤務態度不良等理由の降格、普通解雇などの有効性
**厄介払いしたかったのではとの疑いを
払拭できるように丁寧な説明を**

(弁護士・井澤慎次)

●労働局ジャーナル —— 31

和歌山労働局と和歌山県社会保険
労務士会が「働き方改革」共同宣言
調印式を開催 (和歌山労働局)

●トピック／第2回 —— 32

「看家協会家政士社内検定」を11月に実施
家政サービス需要増大に優秀な人材を
受検申込書の提出は10月20日までに

(編集部)

●NEWS —— 1

(厚労省・平成30年度予算の概算要求まとめ
る) 労務管理の技術的支援行う拠点を全国に
設置／(28年度・雇用保険事業年報) 初回受給
者数、給付総額ともに7年連続して減少／
(28年・技能実習生関係の監督結果) 法違反率
は前年を0.8ポイント下回る70.6%に／ほか

●知っておくべき職場のルール —— 35

<第67回>「女性の就業制限・産前産後の措置」
**産前産後の一定期間
女性の就業を禁止するもの** (編集部)

●連載 労働スクランブル[®] (労働評論家・飯田
康夫) — 40 ●労務資料 平成28年度 雇用均等基本
調査結果②～企業調査～ — 42 ●本誌読者アンケ
ート — 47 ●わたしの監督雑感 大阪・堺労働基準監
督署長 山下茂 — 54 ●労務相談室だより — 56

アンケートへのご協力をお願い致します(47ページ)

労務相談室

回答者

損害賠償 [懲戒解雇した者の在職中の横領発覚] 身元保証人に請求は — 48 弁護士・山口毅
雇用保険法 [産休取得後も一旦職場復帰] 雇用保険の給付金は — 50 特定社労士・山田幸子
個人情報 [解雇等検討中の者の情報を弁護士や社労士に提供] 本人の同意必要か — 52 弁護士・岡村光男

バックナンバーが閲覧できます!!

<http://rouki.chosakai.ne.jp/>

本誌ご購入の皆様へ

ビジネスセミナー「労働塾」のご案内